

燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー造成支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

燕・弥彦広域観光連携会議

燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー造成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燕市及び弥彦村の観光振興並びに交流人口増加の促進を図るため、燕市の産業観光施設や燕市・弥彦村の立寄施設等への来訪を取り入れた企画旅行を催行する旅行者に対し、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)の定めに準じ、予算の範囲内において、燕・弥彦広域観光連携会議が燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー造成支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)及び同法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定に基づく登録を受けた日本国内の旅行者
- (2) 日本国外における現地関係法令等に定める登録を受けた日本国外の事業者
- 2 前項第2号の日本国外の事業者は、当該事業者が指名した次に掲げる事業者にて代理で申請をさせることができる。
 - (1) 新潟県内の観光事業者 新潟県内において観光事業を営む者
 - (2) 新潟県内の交通事業者 新潟県内において日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める大分類H-運輸業、郵便業に該当する事業のうち、旅客の運送に係る事業を営む者
 - (3) 新潟県内の宿泊事業者 新潟県内において旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可を受けた者
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。
 - (1) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする者
 - (2) 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする者
 - (3) その他議長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のいずれの要件も満たす企画旅行とする。

- (1) 貸切バス(ジャンボタクシーを含む。以下「貸切バス等」という。)を利用する観

光を主な目的とした団体旅行であること。

(2) 次に掲げる補助対象者の区分に応じた企画旅行とする。

ア 日本国内の事業者の場合 募集型企画旅行

イ 日本国外の事業者の場合 参加対象者が訪日観光客であり、燕市・弥彦村の宿泊施設に1泊以上する募集型企画旅行又は受注型企画旅行

(3) 実参加者数(ドライバー、バスガイド、添乗員等の主催者側の人員を除く。)が5人以上であること。

(4) 燕・弥彦広域観光連携会議が指定する産業観光施設並びに燕市及び弥彦村の立寄施設等を各1か所以上利用すること。

(5) 立寄施設等には一定時間滞在すること。

(6) 原則として、団体旅行の参加者が全行程を同一行動することとし、旅行行程表等に燕市・弥彦村の立寄先について明記すること。

(7) 旅館の収容人数との兼ね合いで参加者が同じ宿泊施設に宿泊できない場合限り、分宿を認める。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表1に定める額とする

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー造成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表2に掲げる書類を添えて、催行日の10日前までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 議長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー造成支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)又は燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー造成支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、前項の決定について一定の条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第7条 補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」)は、別表2に定める事業実施計画書の内容を変更又は中止しようとするときは、燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー造成支援事業補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第4号)に別表2に掲げる関係書類を添えて議長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(変更承認通知)

第8条 議長は、前条の規定による変更承認申請があったときは、速やかにその内容を審査し、燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー造成支援事業補助金変更承認通知書(様式第5号)又は燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー造成支援事業補助金変更不承認通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 議長は、前項の承認をする場合においては、第6条第2項の規定を準用する。

(遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を議長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー一造成支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に別表2に掲げる書類を添えて、議長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業に関する書類及び帳簿等を整理し、補助対象事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 議長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められたときは、燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー一造成支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとし、補助事業者は、燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー一造成支援事業補助金交付請求書(様式第9号)により議長に補助金を請求するものとする。

2 補助金の決定及び支払いは日本円建てで行われるものであり、為替レートの変動については、これを考慮しない。

(交付決定通知の取消し又は補助金の返還)

第13条 議長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー一造成支援事業補助金取消通知書(様式第10号)により、補助金交付決定通知を取り消し、燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー一造成支援事業補助金返還請求書(様式第11号)により、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。

(3) 事業の執行に不正行為があったとき。

(4) その他議長が補助の目的に違反すると認めたとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー一造成支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー一造成支援事業補助金から適用し、令和5年度分の燕・弥彦広域観光連携会議産業観光バスツアー一造成支援事業補助金については、なお従前の例による。

別表1（第2条—第4条関係）

補助対象者区分	事業区分	補助金の額	補助上限
第2条第1項第1号に掲げる日本国内の事業者	宿泊なし	企画旅行の参加者1人当たり2,000円	1催行当たり150,000円 1事業者当たり250,000円
	宿泊あり	企画旅行の参加者1人当たり3,000円 ただし、燕市または弥彦村の宿泊施設に2泊以上する場合は、2泊目以降、1泊につき参加者1人当たり1,000円を加算する。	参加者1人当たり5,000円 1催行当たり300,000円 1事業者当たり500,000円 ※「宿泊なし」と併用する場合は、合算して500,000円までとする。
第2条第1項第2号に掲げる日本国外の事業者	宿泊あり	企画旅行の参加者1人あたり3,000円 ただし、燕市または弥彦村の宿泊施設に2泊以上する場合は、2泊目以降、1泊につき参加者1人当たり1,000円を加算する。	参加者1人当たり5,000円 1催行当たり300,000円 1事業者当たり500,000円 ※「宿泊なし」と併用する場合は、合算して500,000円までとする。

別表2（第5条、第7条、第10条関係）

提出書類	添付書類
補助金交付申請書（様式第1号）	(1) 事業実施計画書 (2) 企画旅行の行程が分かる書類 (3) その他議長が必要と認める書類
補助対象事業変更承認申請書（様式第4号）	(1) 事業実施計画書 (2) 企画旅行の行程が分かる書類 (3) その他議長が必要と認める書類
実績報告書（様式第7号）	(1) 事業実施報告書 (2) 実施した企画旅行の行程が分かる書類 (3) 貸切バス等運行証明書 (4) 立寄施設利用証明書 (5) 宿泊証明書(宿泊ありの事業の場合) (6) その他議長が必要と認める書類